

(別添 2 - 1)

学 則

①商号又は名称	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会
②研修事業の名称	大阪手をつなぐ育成会介護職員初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式（通信学習実施計画書（別添 2 - 1 0）を参照。）
⑤事業者指定番号	8 4
⑥開講の目的	知的障がいのある方が、これまでの福祉サービスの「受け手」から介護分野での「担い手」となり、介護の必要な方のために優れた技能と知識を習得するとともに、優しい心を持った人間性豊かな介護員として、地域の福祉および医療に貢献していくこと。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義及び演習 大阪手をつなぐ育成会 中央支援センター・法人事務局 (大阪市東成区玉津 2 - 1 1 - 2 8) 支援センターさくら (大東市末広町 1 5 - 6) 大阪市立生野区民センター (大阪市生野区勝山北 3 - 1 3 - 3 0) 大阪府看護協会 生活体験館 -GOKAN- (大阪市天王寺区烏ヶ辻 1 - 2 - 2 2) 箕面学園福祉保育専門学校 介護実習室 (箕面市箕面 7 - 7 - 3 1) 大阪市立東成区民センター (大阪市東成区大今里西 3 丁目 2 番 17 号)
⑧実習施設	実習については初任者研修カリキュラム外にて実施
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 3）を参照。
⑩使用テキスト	・株式会社日本医療企画 介護職員初任者研修課程テキスト 1・2・3 (6480 円)
⑪シラバス	シラバス（別添 2 - 2）を参照。
⑫受講資格	・知的障がいのある大阪府在住の者 ・介護職員初任者研修修了後、介護分野での就労を希望している者 ・全てのカリキュラムの日程及び通学に支障のない者

⑬ 広告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会の支部代表者連絡会において各支部に周知 ・大阪府障がい福祉室自立支援課を通じて、厚生労働省大阪労働局、各市町村障がい保健福祉主管課長、各障がい者就業・生活支援センター、大阪府障がい者自立相談支援センターに通達
⑭ 情報開示の方法	<p>下記ホームページにおいて情報開示する。</p> <p>ホームページアドレス：http://www.osaka-ikuseikai.or.jp</p>
⑮ 受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・受講希望者を対象に説明会を実施し、終了後に受講申込書を配布する。(説明会参加申込書はホームページから入手可能) 全ての受講希望者には面接を実施し、選考のうえ受講者を決定、後日通知する。 ・本人確認は、面接時に療育手帳の提出を求める。
⑯ 受講料及び受講料支払方法	<p>25,000 円 (テキスト代等・消費税込み)</p> <p>開講式の際に現金にて徴収する。</p>
⑰ 解約条件及び返金の有無	<p>解約する場合、受講料はいかなる状況であっても、返金しない。</p>
⑱ 受講者の個人情報 の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有・無)</p> <p>受講生の個人情報については、本事業以外の目的で使用したり、第三者に提供することはない。</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑲ 研修修了の認定方法	<p>認定方法 : 修了を認定した者には修了証書を交付する。</p> <p>研修の修了年限 : 8 カ月以内</p> <p>修了評価方法 : 修了評価の方法 (別添 2 - 9) を参照。</p> <p>修了評価筆記試験不合格時の取り扱い :</p> <p style="padding-left: 40px;">不合格者については、直ちに再指導及び補習等を行い、再評価を実施する。</p> <p style="padding-left: 80px;">(講師による補習費用 : 20,000 円 (税込))</p> <p style="padding-left: 80px;">再評価費用は無料)</p> <p>また、再評価は最大 3 回のみとし、最終試験の結果、不合格となった者は、未修了扱いとなるため注意すること。</p>

㊦ 補講の方法及び
取扱

【1】 やむをえない事情で講義・演習を欠席した場合、期間内に日程を調整し個別に受講、または講義ビデオとテキストを活用し、講師が指定したテーマについて1200字以上のレポート作成を行う。

ただし、下記科目に関してはレポートによる補講は認めない。

- 「(1)職務の理解」
- 「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」の「③人権啓発に係る基礎知識」
- 「(9) ころとからだのしくみと生活支援技術」の中の
「④生活と家事」「⑤快適な居住環境整備と介護」
「⑥整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑦移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑧食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑨入浴、清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑩排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑪睡眠に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」
「⑫死にゆく人に関連したころとからだのしくみと終末期介護」
「⑬介護過程の基礎的理解」「⑭総合生活支援技術演習」

- 「(10)振り返り」

また、上記の他に、当会が独自の研修として実施する科目も、レポートによる補講は認めない。(科目については研修スケジュールを参照)

【2】 レポートによる補講は下記の時間内に限り認められるものとする。

- 「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」 ----- 5 時間
- 「(3)介護の基本」 ----- 3 時間
- 「(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携」 7.5 時間
- 「(5)介護におけるコミュニケーション技術」 ---- 3 時間
- 「(6)老化の理解」 ----- 3 時間
- 「(7)認知症の理解」 ----- 3 時間
- 「(8)障がいの理解」 ----- 1.5 時間
- 「(9)ころとからだのしくみと生活支援技術」 12 時間

【3】 補講に要する費用

レポート補講が認められない講義・演習については、該当時間に相当する補講費用が個人負担となる。補講費用は下記の通りとする。

補講が必要となった 講義・演習時間	補講費用
2 時間	20,000 円
3 時間	30,000 円
4 時間	40,000 円
5 時間	50,000 円
6 時間	60,000 円

㉑科目免除の取扱	原則として科目免除は行わない。
㉒受講中の事故等についての対応	受講中の事故等による怪我や物損に備えて、傷害保険・賠償保険に加入し対応する。
㉓研修責任者名、所属名及び役職	氏名： 菅原 昭秀 所属名： 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 中央支援センター 役職： 所長
㉔課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名： 丸田 充敏 所属名： 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 法人事務局
㉕苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名： 数見 真人 所属名： 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 中央支援センター 役職： 課長 連絡先： 電話 06-6975-3370 FAX 06-6975-3350
㉖研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名： 丸田 充敏 所属名： 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 法人事務局 連絡先： 電話 06-6975-3370 FAX 06-6975-3350
㉗情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名： 小尾 隆一 所属名： 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 法人事務局 役職： 事務局長 連絡先： 電話 06-6975-3370 FAX 06-6975-3350
㉘修了証書を亡失・き損した場合の取扱い	・「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：2,000円（消費税込）
㉙その他必要な事項	・受講料以外の自己負担金について： 交通費、食費、指定カリキュラム外に実施する実習にかかる健康診断代、検便代、調理実習材料費および傷害・賠償保険料は別途自己負担とする。 ・遅参の取扱いについて 30分以上の遅参は欠席とし、別途設定する日程において補講を受けなければならない。 ・受講の取り消しについて 担当職員、講師または実習先指導者の指示に従わない場合、または暴言・問題行動により講義または実習の実施を著しく妨害する場合、上記学則㉚において未修了となった場合、受講の取り消しを行う。この場合、受講料の返金はしない。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ： http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/
---------------	--